

資料編

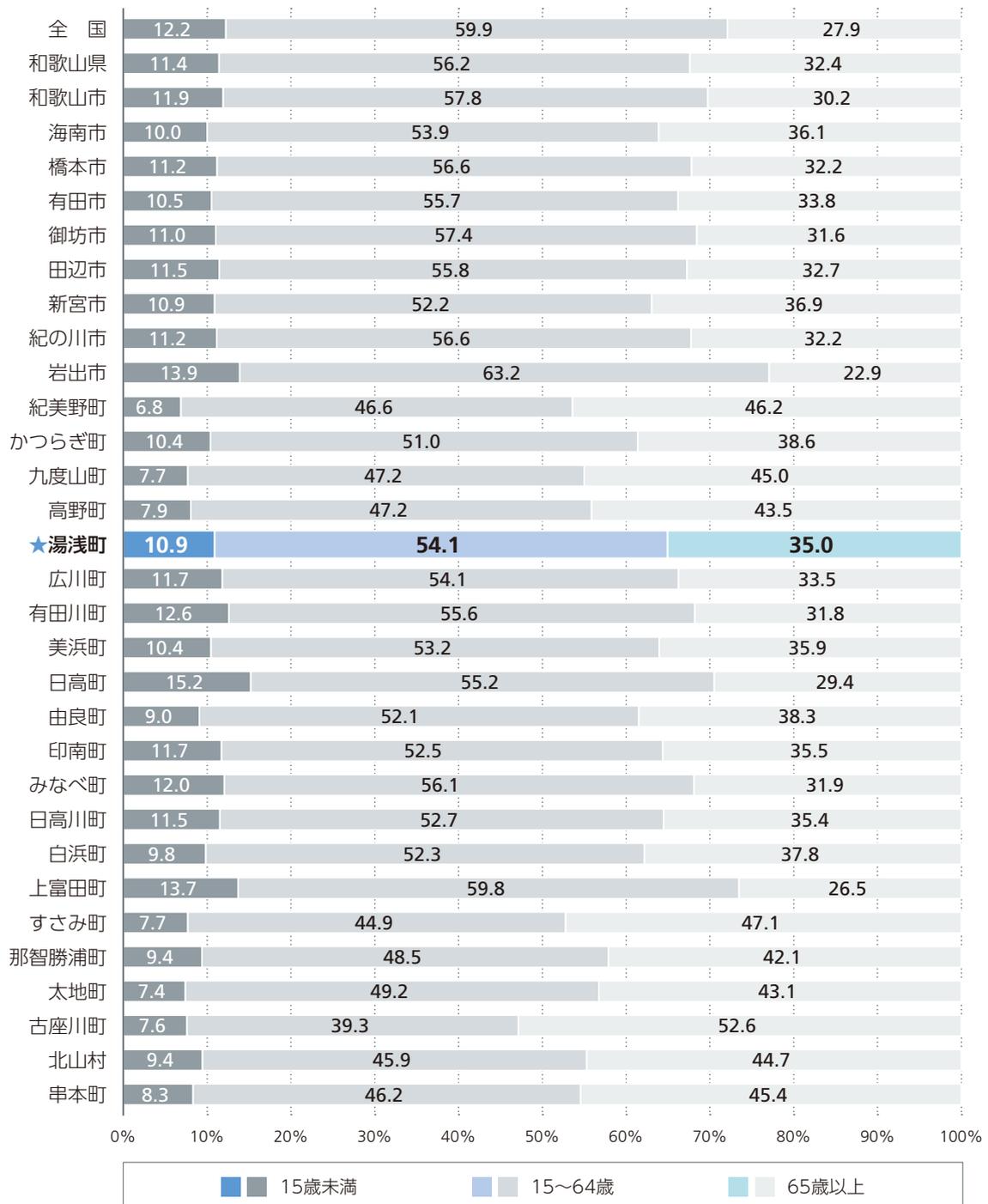
1. 全国及び県、県内自治体との比較
2. 町の文化財一覧
3. 湯浅町長期総合計画審議会条例
4. 湯浅町長期総合計画審議会委員名簿
5. 策定の経緯
6. 用語の解説

1.

全国及び県、 県内自治体との比較

(1) 総人口・年齢3区分別人口

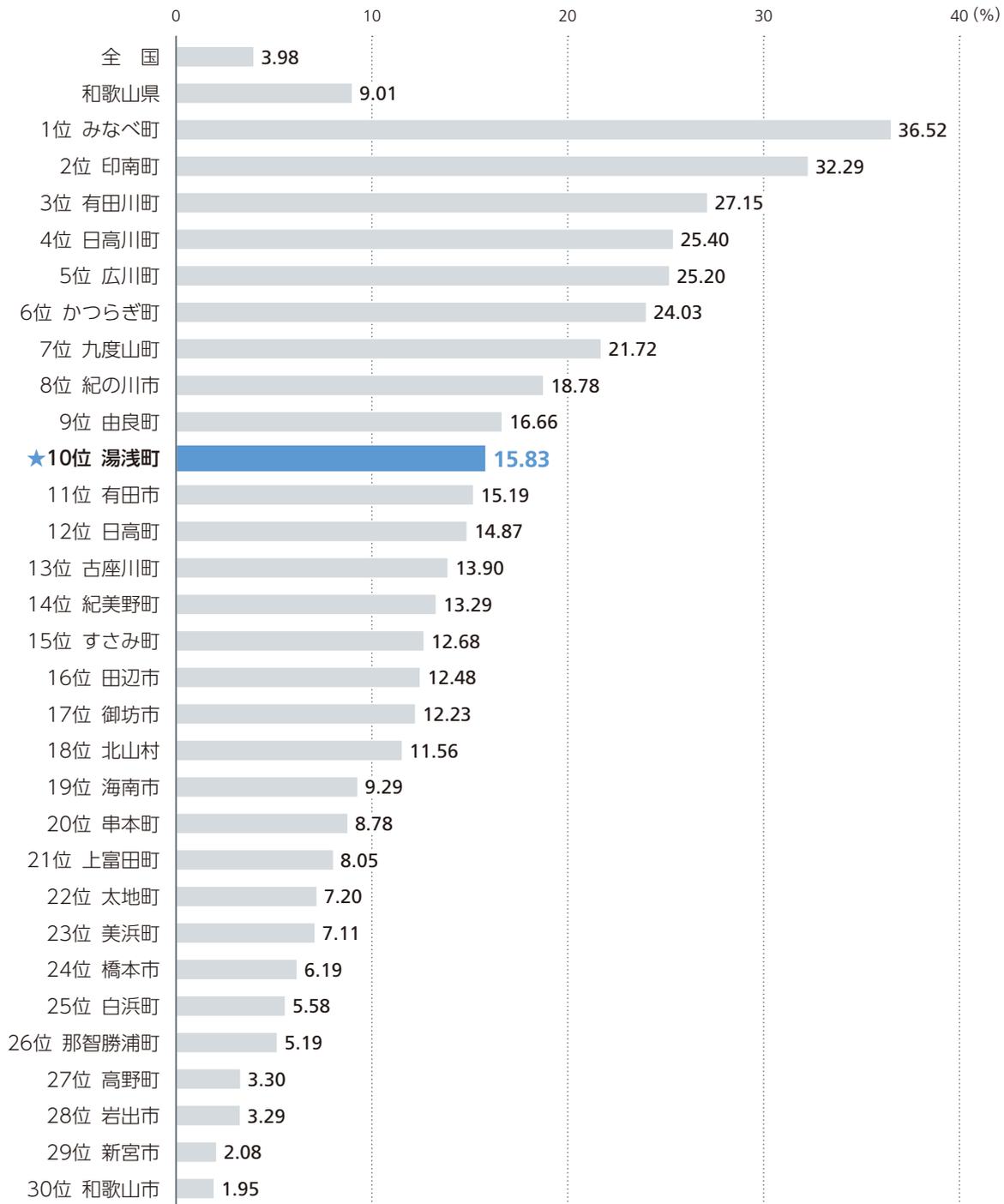
住民基本台帳（2020年1月1日時点）によると、町の高齢化率は35.0%となっており、全国及び県と比べて、少子高齢化が進んでいます。



資料：「住民基本台帳（2020年1月1日時点）」

(2) 第1次産業就業者の割合

国勢調査（2015年）によると、町の第1次産業[※]就業者の割合は15.83%で県内自治体中10位となっています。また、全国（3.98%）及び県（9.01%）と比べて、割合が高くなっています。

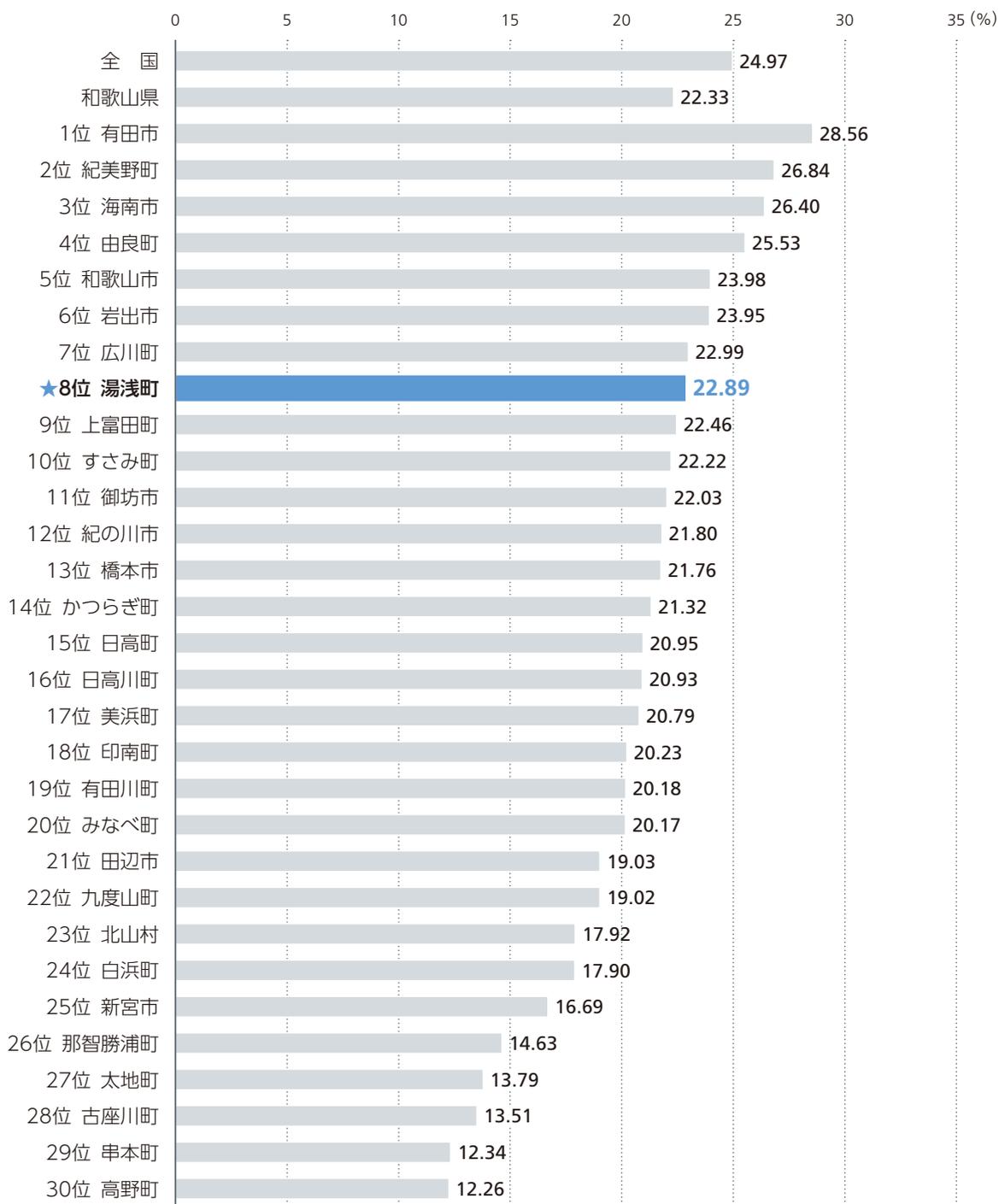


資料：総務省「国勢調査（2015年）」

※「第1次産業」とは、農業、林業、漁業をさします。

(3) 第2次産業就業者の割合

国勢調査（2015年）によると、町の第2次産業^(※)就業者の割合は22.89%で県内自治体中8位となっています。また、全国（24.97%）と比べて割合が低く、県（22.33%）と比べて割合がやや高くなっています。

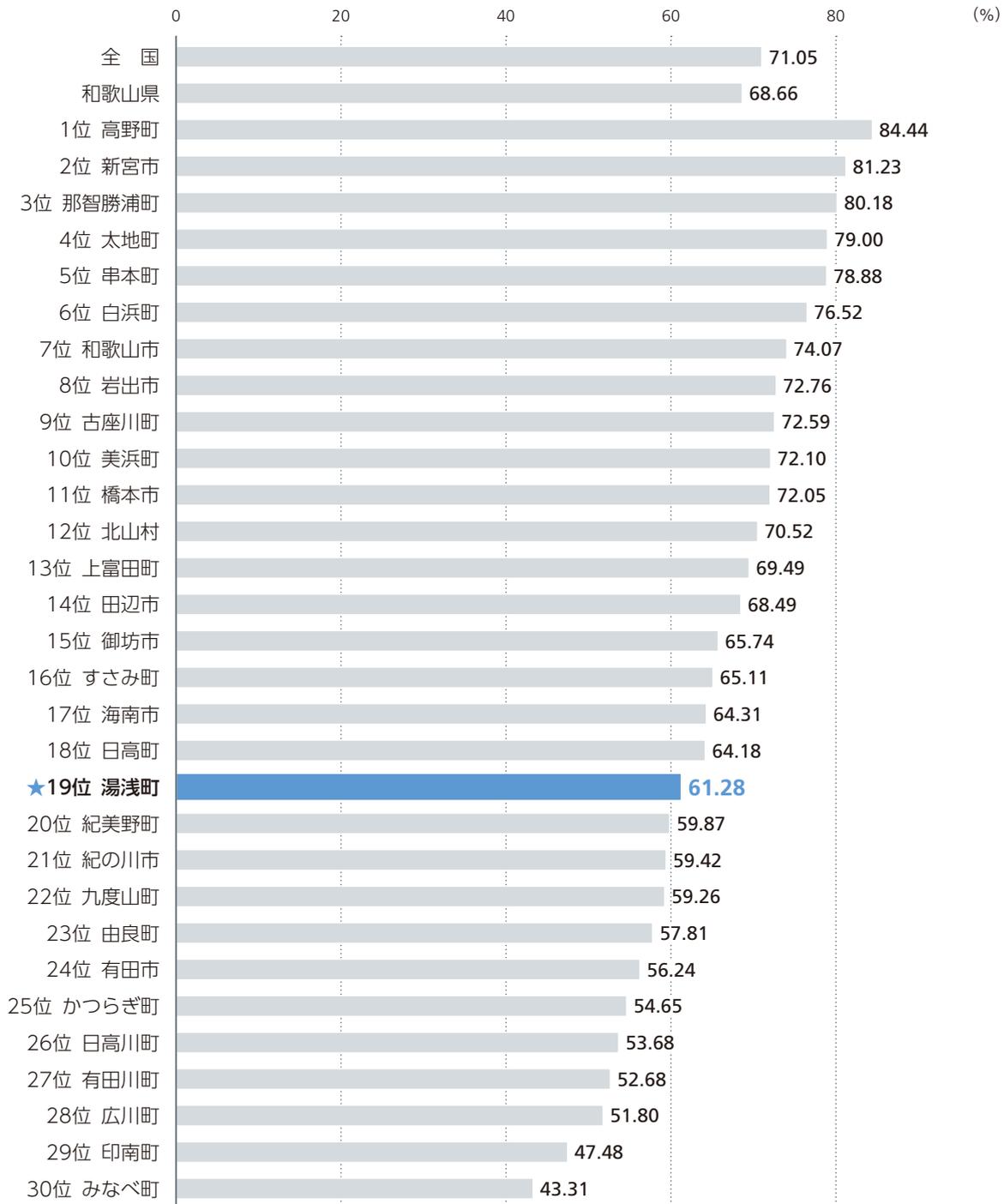


資料：総務省「国勢調査（2015年）」

※「第2次産業」とは、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業をさします。

(4) 第3次産業就業者の割合

国勢調査（2015年）によると、町の第3次産業^(※)就業者の割合は61.28%で県内自治体中19位となっています。また、全国（71.05%）及び県（68.66%）と比べて割合が低くなっています。

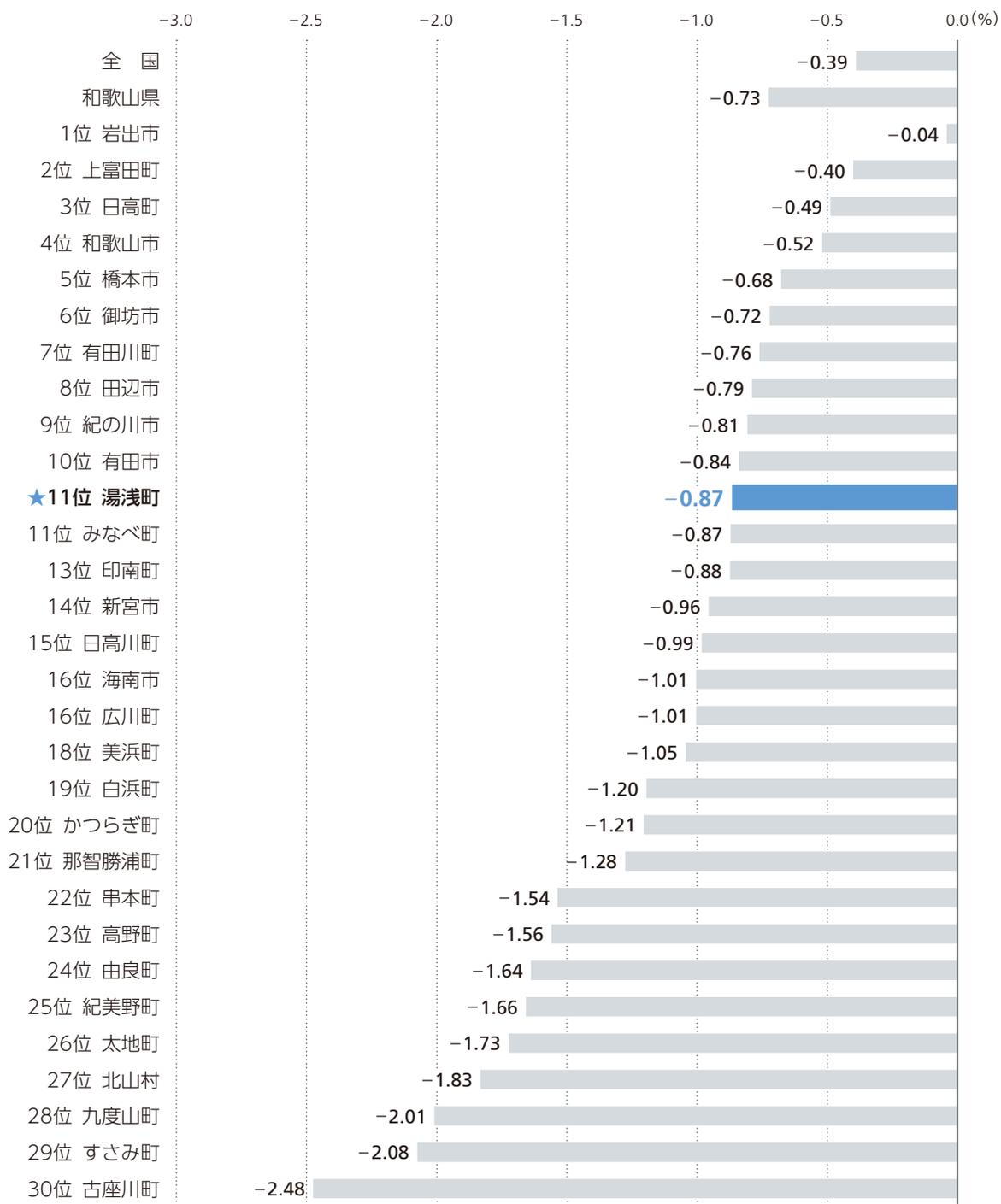


資料：総務省「国勢調査（2015年）」

※「第3次産業」とは、第1次及び第2次産業以外のサービス生産活動を主体とする全ての業種をさします。

(5) 自然増減率

人口動態統計（2019年）によると、町の自然増減率^(※)は-0.87%で、県内自治体中11位となっています。また、全国（-0.39%）及び県（-0.73%）と比べてマイナスの幅が大きくなっています。

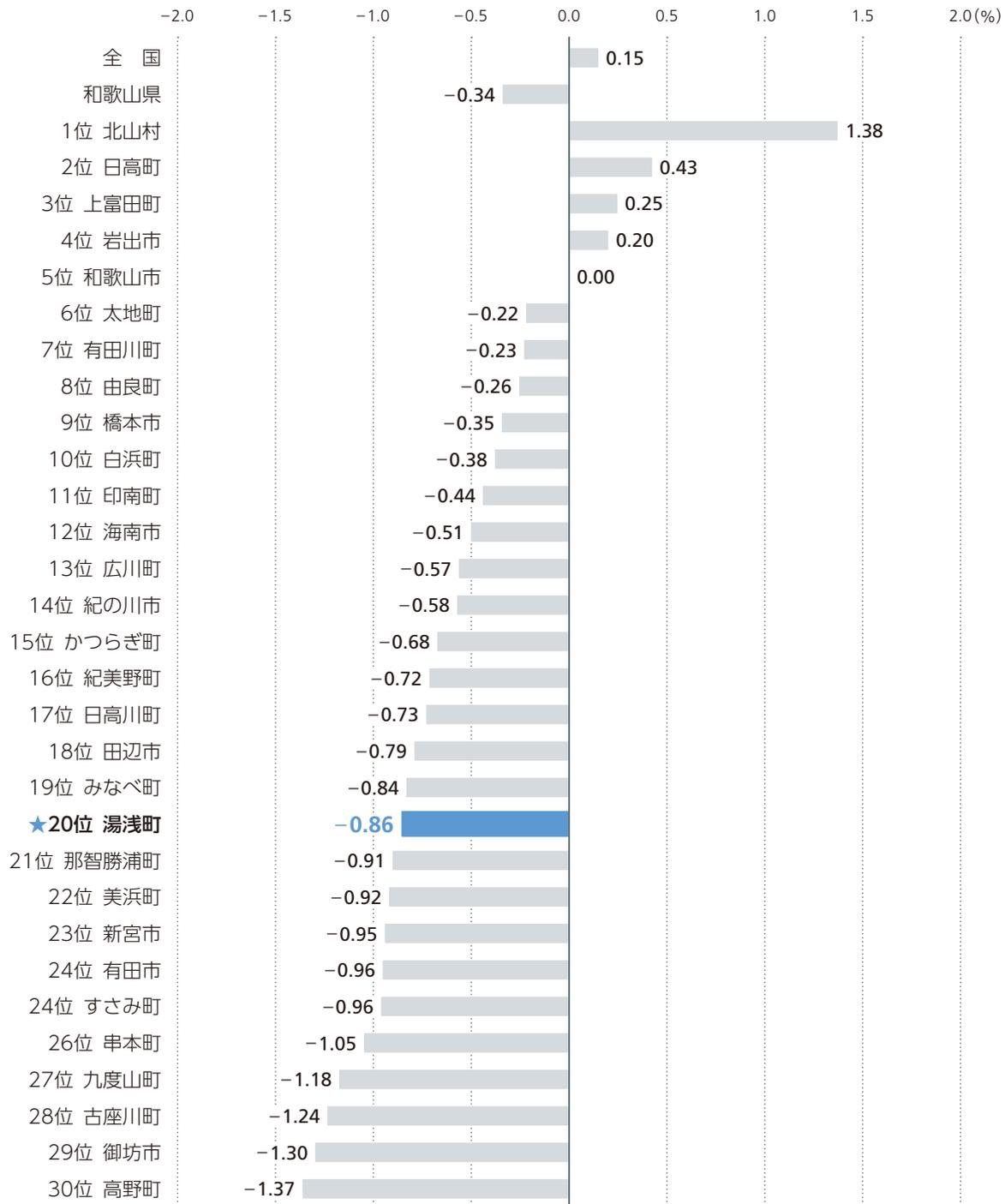


資料：総務省「人口動態統計（2019年）」

※ 「自然増減率」=自然増減数（出生数-死亡数）×100／総人口

(6) 社会増減率

人口動態統計（2019年）によると、町の社会増減率^(※)は-0.86%で、県内自治体中20位となっています。また、全国（+0.15%/国外からの転入がプラスの要因と考えられる）及び県（-0.34%）と比べて、マイナスの幅が大きくなっています。

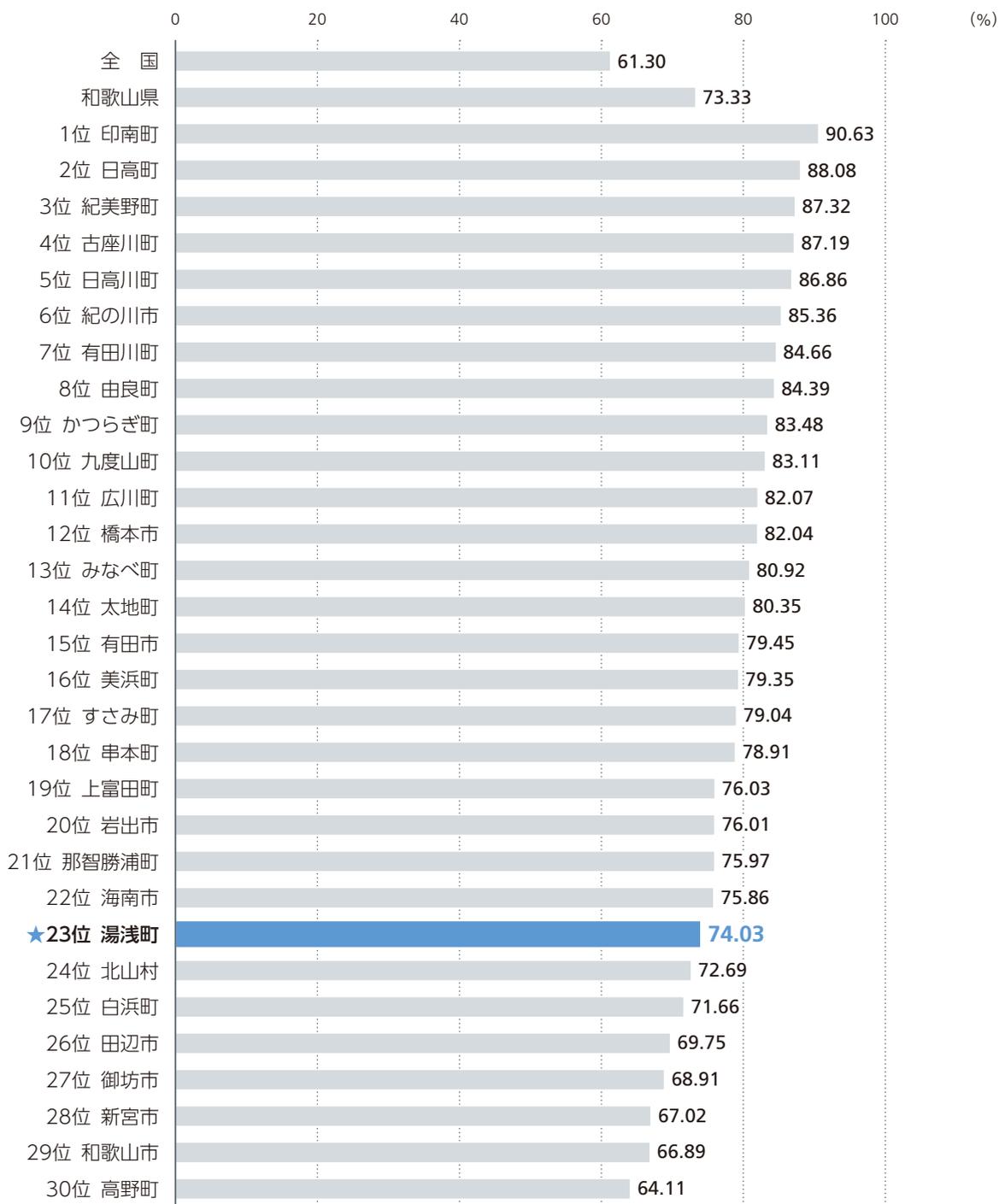


資料：総務省「人口動態統計（2019年）」

※ 「社会増減率」=社会増減数（転入数-転出数）×100/総人口

(7) 持ち家世帯比率

国勢調査（2015年）によると、町の持ち家世帯比率^(※)は74.03%で、県内自治体中23位となっています。また、全国（61.30%）及び県（73.33%）と比べて、割合が高くなっています。

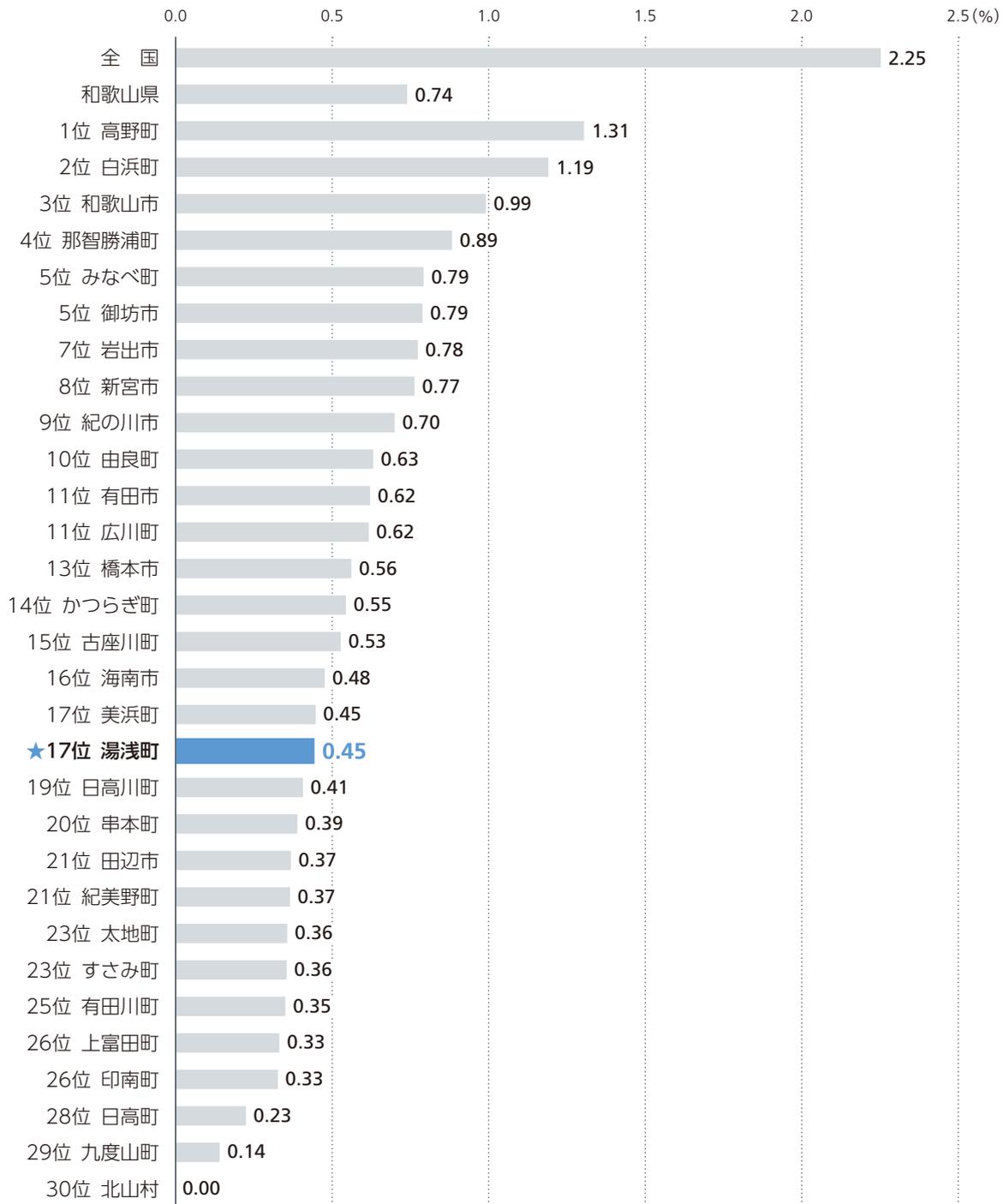


資料：総務省「国勢調査（2015年）」

※ 「持ち家世帯比率」とは、持ち家に住む世帯数の世帯全体に占める割合のことです。

(8) 総人口に占める外国人の割合

住民基本台帳（2020年1月1日時点）によると、町の総人口に占める外国人の割合は0.45%で、県内自治体中17位となっています。また、全国（2.25%）及び県（0.74%）と比べて、割合が低くなっています。



資料：「住民基本台帳（2020年）」

2. 町の文化財一覧

令和3年3月26日現在

■ 国指定文化財

区分		名称及び員数	所在地及び所有者	指定年月日	
有形文化財	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1躯	湯浅町別所 勝楽寺	大正 6年 4月 5日
		木造薬師如来坐像	1躯	湯浅町別所 勝楽寺	大正 6年 4月 5日
		木造釈迦如来坐像	1躯	湯浅町別所 勝楽寺	大正 6年 4月 5日
		木造地藏菩薩坐像	1躯	湯浅町別所 勝楽寺	大正 6年 4月 5日
		木造四天王立像	4躯	湯浅町別所 勝楽寺	大正15年 4月 9日
	古文書	紙本墨書施入状	1巻	湯浅町栖原 施無畏寺	明治37年 8月29日
		紙本墨書置文	1巻	湯浅町栖原 施無畏寺	明治37年 8月29日
記念物	史跡	明恵紀州遺跡率都婆 (西白上遺跡・東白上遺跡)		湯浅町栖原 施無畏寺	昭和 6年 6月 3日
		湯浅党城館跡 (湯浅城跡)		湯浅町青木 外 個人	令和 3年 3月26日

■ 国選定文化財

区分	名称	面積	区域	選定年月日
重要伝統的建造物群保存地区	湯浅町湯浅伝統的建造物群 保存地区	約6.3ha	湯浅町大字湯浅字北町、 字濱町、字中町及び 字鍛冶町の各一部	平成18年12月19日

■ 国登録有形文化財

区分		名称及び員数	所在地及び所有者	登録年月日	
有形文化財	建造物	湯浅小学校講堂	1棟	湯浅町湯浅 湯浅町	平成15年 3月18日
		栖原角兵衛屋敷主屋	1棟	湯浅町栖原 個人	平成16年11月 8日
		栖原角兵衛屋敷土蔵	1棟	湯浅町栖原 個人	平成16年11月 8日
		栖原角兵衛屋敷土塀	1棟	湯浅町栖原 個人	平成16年11月 8日

■ 県指定文化財

区 分		名称及び員数	所在地及び所有者	指定年月日	
有 形 文 化 財	建 造 物	石造宝篋印塔	1基	湯浅町栖原 施無畏寺	昭和53年 8月18日
		施無畏寺 本堂	4棟 (1棟)	湯浅町栖原 施無畏寺	平成 9年 4月23日
		開山堂	(1棟)		
		鐘楼	(1棟)		
		鎮守社	(1棟)		
		深専寺本堂	1棟	湯浅町湯浅 深専寺	平成10年 4月15日
		深専寺 惣門	3棟 (1棟)	湯浅町湯浅 深専寺	平成21年 3月17日
		庫裡及び玄関	(1棟)		
		書院	(1棟)		
	彫 刻	木造明恵上人坐像	1軀	湯浅町栖原 施無畏寺	平成17年 5月31日
		木造阿弥陀如来坐像	1軀	湯浅町青木 興福寺	平成17年 5月31日
	典 籍	貞元華嚴經	4帖	湯浅町栖原 施無畏寺	平成27年 1月15日
	古 文 書	施無畏寺文書	37通	湯浅町栖原 施無畏寺	昭和53年 8月18日
崎山家文書		1巻	湯浅町栖原 施無畏寺	平成14年 5月21日	
紙本淡彩施無畏寺境内絵図		1幅	湯浅町栖原 施無畏寺	平成14年 5月21日	
書 跡	高山寺明恵上人行状	4冊	湯浅町栖原 施無畏寺	昭和53年 8月18日	
記 念 物	史 跡	深専寺「大地震津波心得の記」碑		湯浅町湯浅 深専寺	昭和49年12月 9日
		久米崎王子跡		湯浅町別所 顯国神社	昭和34年 1月 8日
		明恵上人遺跡 刈藻島		湯浅町栖原 湯浅町	昭和49年12月 9日
		逆川王子		湯浅町吉川 吉川区	平成21年 3月17日
		糸我峠		湯浅町吉川 湯浅町	平成23年 3月15日
		勝楽寺境内（熊野参詣道紀伊路）		湯浅町別所 勝楽寺	平成24年 7月20日
民 俗 文 化 財	無形民俗 文 化 財	顯国神社の三面獅子		湯浅町湯浅 顯国神社三面保存会	平成21年 3月17日

町指定文化財

区分		名称及び員数	所在地及び所有者	指定年月日	
有形 文化財	建造物	本勝寺本堂	1棟	湯浅町湯浅 本勝寺	平成 8年 3月29日
		石造宝篋印塔	1基	湯浅町吉川 弥勒寺	平成 8年 3月29日
		深専寺鐘楼	1棟	湯浅町湯浅 深専寺	平成11年 1月22日
		深専寺観音堂	1棟	湯浅町湯浅 深専寺	平成11年 1月22日
		深専寺地藏堂	1棟	湯浅町湯浅 深専寺	平成11年 1月22日
		深専寺鎮守堂	1棟	湯浅町湯浅 深専寺	平成11年 1月22日
		真楽寺本堂	1棟	湯浅町湯浅 真楽寺	平成20年 6月 5日
		極楽寺本堂	1棟	湯浅町栖原 極楽寺	平成20年 6月 5日
		極楽寺表門	1棟	湯浅町栖原 極楽寺	平成20年 6月 5日
		顯国神社 本殿 祝詞殿 拝殿	3棟 (1棟) (1棟) (1棟)	湯浅町湯浅 顯国神社	平成21年 6月 9日
		旧栖原家住宅主屋	1棟	湯浅町湯浅 湯浅町	平成30年 3月 9日
	彫刻	大日如来坐像	1躯	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日
		愛染明王坐像	1躯	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日
		誕生釈迦仏	1躯	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日
		春日明神立像	1躯	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日
		住吉明神立像	1躯	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日
		顯国神社手水鉢	1躯	湯浅町湯浅 顯国神社	平成10年 7月17日
	絵画	文殊菩薩像	1幅	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日
	典籍	紺紙金銀泥阿毗曇五法行經	1巻	湯浅町栖原 施無畏寺	平成 8年 3月29日
		紙本墨書春日明神託宣記	1巻	湯浅町栖原 施無畏寺	平成 8年 3月29日
如来遺跡講式		1巻	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日	
十六羅漢講式		1巻	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日	
紀州所々遺跡		1巻	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日	
歴史資料	白樫氏関係資料	2点	湯浅町湯浅 深専寺	平成27年 2月19日	

区分		名称及び員数	所在地及び所有者	指定年月日		
有形文化財	工芸品	五鈷杵	1基	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日	
		剣	1口	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日	
	考古資料	古文書	明恵上人書状写	5通	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日
		石造板碑	1基	湯浅町山田 證大寺	平成 8年 3月29日	
		宝篋印塔	1基	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日	
		御墓堂跡中世墓石群	3基	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年 4月17日	
記念物	史跡	熊野街道道標	1基	湯浅町湯浅 湯浅町	平成 8年 3月29日	
民俗文化財	有形民俗文化財	醤油醸造用具 甑	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日	
		醤油醸造用具 平釜	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日	
		醤油醸造用具 ぶんじ	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日	
		醤油醸造用具 足踏式小麦割碎機	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日	
		醤油醸造用具 麴蓋	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日	
		醤油醸造用具 仕込み樽	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日	
		醤油醸造用具 櫛	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日	
		醤油醸造用具 すくい	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日	
		醤油醸造用具 ならし棒	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日	
		醤油醸造用具 締木	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日	
		醤油醸造用具 三州釜	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日	
		醤油醸造用具 半役	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日	
		醤油醸造用具 本かすり (桶型)	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日	
		醤油醸造用具 平かすり (角型)	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年 9月 5日	
	無形民俗文化財		國津神社三面獅子舞		湯浅町田 國津神社三面獅子保存会	平成13年 3月16日

3. 湯浅町長期総合計画審議会条例

平成12年3月31日条例第1号

(設置)

第1条 本町に、湯浅町長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、本町の長期総合計画について審議し、その結果を町長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 町議会議員の代表者
- (4) 町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が必要があると認めるとき招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 審議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員に対する報酬は、日額2,000円を支給する。

2 旅費、その他費用弁償の方法は、湯浅町職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第3号）の適用を受ける職員に対する旅費の支給の例による。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、地方創生ブランド戦略推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日条例第20号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第1号抄）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月27日条例第19号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

4.

湯浅町長期総合計画審議会 委員名簿

(50音順・敬称略)

番号	氏名	所属	役職	備考
1	石本 靖明	ハローワーク湯浅	所長	
2	上垣内 修	湯浅町区長連絡協議会	会長	
3	上田 さとみ	湯浅町	家庭教育支援チームリーダー	
4	岡本 善樹	湯浅町農業委員会	会長	
5	加賀 洋二	湯浅町民生児童委員協議会	会長	
6	垣内 淳	湯浅町	教育長	
7	角谷 学	有田振興局	地域振興部長	
8	北村 忠治	湯浅町商工会	会長	審議会会長
9	北山 覚	湯光会	幹事長	任期は 令和2年12月31日まで
10	楠 義隆	湯浅町	副町長	
11	國中 俊秀	株式会社紀陽銀行 湯浅支店	支店長	
12	権 明雄	湯浅湾漁業協同組合	組合長	
13	澤 達大	京都文教大学 総合社会学部 総合社会学科	准教授	
14	竹島 通文子	湯浅町社会福祉協議会	会長	
15	古田 順一	湯浅町消防団	団長	
16	星山 俊二	湯浅町人権尊重委員会	会長	
17	前田 芳宏	一般社団法人 湯浅観光まちづくり推進機構	会長	審議会副会長
18	松林 洋以	湯浅町小・中学校 PTA 連絡協議会	会長	
19	松本 典久	湯浅町議会	議長	
20	藪野 睦士	湯光会	幹事長	任期は 令和3年1月1日から
21	大和杉 新	湯浅町	成長戦略特別参与	

5. 策定の経緯

年月日		内容
令和2年	7月10日	「住民意識調査」の実施 (～7月28日まで)
	10月 5日	第四次湯浅町長期総合計画 第1回策定委員会 (1) 長期総合計画について (2) 住民意識調査結果報告 (3) 計画骨子案について (4) 今後のスケジュールについて
	10月15日	第四次湯浅町長期総合計画 第1回審議会 (1) 長期総合計画とは (概要・位置づけ) (2) 住民意識調査結果報告 (3) 計画骨子案について
	11月 2日	第四次湯浅町長期総合計画 第2回策定委員会 (1) 第1回審議会報告 (2) 骨子案について (3) 各課ヒアリングについて
	11月27日	第四次湯浅町長期総合計画 第2回審議会 (1) 町の将来像について (2) 各課ヒアリングを踏まえた骨子案 (素案) について
	令和3年	1月26日
2月15日		第四次湯浅町長期総合計画 第3回審議会 (1) 素案について (2) 次回審議会について
3月 1日		第四次湯浅町長期総合計画 第4回策定委員会 (1) 第3回審議会報告 (2) 計画案について
3月16日		第四次湯浅町長期総合計画 第4回審議会 (1) 計画最終案について (2) 答申案について

6. 用語の解説

ア 行

▶ IoT

Internet of Things の略で、日本語では「モノのインターネット」と訳される情報通信技術の概念を指す。IoTは従来、主にパソコンやサーバー、プリンター等のIT関連機器が接続していたインターネットに、それ以外のさまざまな機器や装置をつなげる技術。膨大な量の情報を共有するクラウド技術やビッグデータ技術、AI（人工知能）等の登場により、従来の人間同士のコミュニケーションだけでなく、あらゆる“モノ”に高度な通信機能が組み込まれ、インターネットで相互に情報伝達できるようになることを意味する。社会インフラや産業、ビジネスの仕組みを大きく変え、「第四次産業革命」を促す新技術とも言われている。

▶ ICT

Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

▶ 新しい生活様式

令和2（2020）年初頭から流行した新型コロナウイルスの感染拡大を長期的に防ぐために必要とされる、行動変容の規範。具体的には、普段からのマスク着用や、人との間隔をできるだけ2メートル（最低1メートル）空ける、手は水と石鹸で30秒ほどかけて丁寧に洗う等の基本的な感染予防策の徹底等のこと。

▶ インターンシップ

会社等での実習訓練期間。学生が在学中に自分の専攻に関連する企業に体験入社する制度。体験就業。インターン。

▶ インフラ

社会基盤のことをいう。土台または下部構造がもとの意。経済用語としては、経済発展の基盤となる港湾、水路、鉄道、自動車道路、空港、通信施設等の交通・通信施設から、発電所等の動力・エネルギー施設、上下水道・灌漑（かんがい）・排水施設、生活関連の学校、病院、公園、公営住宅、社会福祉施設等も含めることがあり、これは社会資本と同義である。

▶ AI

人間が持っている認識や推論等の能力をコンピューターでも可能にするための技術の総称。人工知能とも呼ぶ。

▶ SSW

いじめや不登校、虐待、貧困等、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。スクールソーシャルワーカー。

▶ SNS

Social Networking Service の略。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。

▶ SC

いじめや不登校等の対策として、児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために、学校に配置される臨床心理士等の専門家。スクールカウンセラー。

▶ NPO

非営利団体のこと。特に、政府や企業等ではできない社会的な問題に、営利を目的とせずに取り組む民間組織（民間非営利団体）をいう。一定の要件を満たす団体は、特定非営利活動促進法に基づいて法人格を取得できる。

力行

▶ 合併処理浄化槽

し尿と台所、風呂、洗濯、洗面所等の生活雑排水を併せた生活排水を処理する浄化槽。単独処理浄化槽と比べて、はるかに処理能力が高く、BOD 除去率90%以上、処理水 BOD20mg/l 以下と下水道の終末処理場と同等の放流水質に処理できる。一般家庭用の小型のものから、3万人規模の地域集落排水処理施設まであり、近年は、窒素やリンも除去できる機能がついた高度処理型も開発されている。

▶ 関係人口

以前住んでいた、イベント等に担い手として関わった、ふるさと納税制度により寄付をした等、さまざまな形でその地域とのつながりがある人のこと。

▶ かん養

水が自然に染み込むように、ゆっくりと養い育てること。

▶ 共生社会

人々の多様なあり方を相互に認め合い、障がい者等が積極的に参加・貢献できる社会のこと。

▶ クラウドファンディング

プロジェクトのための資金を調達できない個人・団体が、ソーシャルメディアをはじめインターネット上で企画内容と必要な金額を提示し、広く支援を呼びかける手法。

▶ グローバル化

政治・経済、文化等、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

▶ 合計特殊出生率

女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの人数の平均（女性1人あたり）を示す数値。

▶ 合理的配慮

障がいのある人たちの人権が障がいのない人たちと同じように保障され、教育、就業、その他社会生活において平等に機会を得て参加できるよう、社会的障壁を取り除くための配慮のこと。平成28（2016）年4月に施行された「障害者差別解消法」により、過度な負担になりすぎない範囲で合理的配慮を行うことが、行政・学校・起業等の事業者に求められるようになった。

▶ 交流人口

その地域を訪れる人の数。通勤・通学者や観光客等をいう。

▶ コーホート変化率法

1歳以上は、特殊な人口変動がないと仮定し、その「変化率（過去5年の平均値）」を求め、それを乗ずることによって将来人口を求める。また、0歳は、出産該当年齢の女性とその年に生まれた子どもの割合（女性子ども比－過去5年の平均値）を求め、それを乗ずることによって将来の出生人口を求める。

過去や将来に特殊な人口変動要因がない場合の比較的近い将来の人口推計等に使用することが多い推計手法。

▶ 心のバリアフリー

障がいのある人や高齢者等の多様な人々が安心して日常生活や社会生活を送れるように、差別や偏見、無理解等による意識上の障壁を取り除くこと。障がい者や高齢者等が抱える困難を自らの問題として認識し、相互に理解を深め、必要な配慮や支援を行うことが重要とされる。平成18（2006）年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」において、施設設備（ハード面）のバリアフリーの義務化とともに、平成29（2017）年に政府がとりまとめた「ユニバーサルデザイン2020行動計画」では、「心のバリアフリー」の推進が国や国民の責務として位置づけられた。

▶ コミュニティ・スクール

学校運営に地域の声を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくこと。

サ 行

▶ 財政シミュレーション

今後の財政運営がどうなっていくかを昨年度決算と今年度決算見込額の数値等を参考として、一定の条件のもとに財政見通しを作成すること。

▶ サテライトオフィス

企業の本社や主要拠点から離れた場所に設置されるオフィスのこと。本社を中心にして、衛星（＝サテライト）のように配置されることから生まれた言葉。

▶ 指定管理者制度

体育館や図書館等、地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置した公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度。

▶ 浚渫（しゅんせつ）

海や川の底を水深を深くするために掘削し、土砂等を除去すること。

▶ 新型コロナウイルス感染症

令和元（2019）年12月に中国での集団感染が起きてはじめて発見された、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）により引き起こされる感染症。

▶ Society 5.0

これまでの情報社会（Society 4.0）では知識や情報が共有されず分野横断的な連携が不十分であったり、人が行う能力に限界があるため必要な情報を見つけて分析する作業が負担であったり、年齢や障がい等による労働や行動範囲に制約があった。情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会として、AI（人工知能）も利用しながらサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、これまでの課題や困難を克服し、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会が「Society 5.0」と呼ばれる。

タ 行

▶ タウンプロモーション

町の魅力や施策・情報を町内の方だけでなく、町外の方にも広く発信し、町を知ってもらう活動のこと。

▶ 地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。コミュニティという総称には、市町村等の地方自治体、地域を越えて連携した非営利組織等の集団、インターネット上で連絡を取り合う集団等も含まれる。そこで、地域社会の現地住民が集団の構成要素であるコミュニティを、特に地域コミュニティと定義し、行政、地域を越えた連携と連絡を基盤としたその他のコミュニティと区別する。

▶ 地域包括ケアシステム

高齢者が重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで継続できるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するためのケアシステム。

▶ DV

家庭内暴力。夫婦間暴力。特に、夫や恋人等、親密な関係にある男性から女性への暴力をいう。身体的暴力だけでなく精神的、性的暴力等も含む。ドメスティックバイオレンス。

▶ テレワーク

「tele（離れた）」と「work（仕事）」を合わせた造語。ICT（情報通信技術）を利用した時間や場所にとられない柔軟な働き方を指す。ワークライフバランスを実現する方法として近年注目されている。労働力確保や地域の活性化にも寄与するとして政府が推進している。

▶ 特定空家

倒壊の危険性や衛生上の問題があるため、自治体が所有者に対し、撤去や修繕を指導、勧告、命令することができる空家のこと。平成27（2015）年に施行された空家対策特別措置法に基づく。

▶ 特化係数

特化係数とは「町のX産業の就業者比率／全国のX産業の就業者比率」であり、町の強み・弱みを判断するときに用いる。特化係数が1を上回ると強く1を下回ると弱いと判定する。

ナ 行

▶ 農業集落排水

農業集落排水とは、農村世帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全等を目的として、各家庭のトイレ・台所・風呂等から出た汚水を処理場に集め、浄化し放流する施設。

ハ 行

▶ パーク＆ライド

最寄りの駅や停留所、目的地の手前まで自家用車で行って駐車し、そこから鉄道やバスに乗り継ぐ移動方式。交通渋滞対策及び環境汚染対策の一環として推進されている。

▶ バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建物内の段差の解消等の物理的障壁の除去、また、より広く、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去しようという考え方。

▶ PDCA サイクル

事業活動等において、品質管理や進捗管理等を円滑に進める手法。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことで、業務を継続的に改善することが可能となり、計画を適切に推進することができる。

マ 行

▶ マイナンバーカード

個人番号（マイナンバー）・氏名・顔写真等が表示され、様々なサービスで利用できるICカード。

▶ 未来カルテ

未来カルテとは、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が推進する戦略的創造研究推進事業で採択されたプロジェクトで、研究プロジェクト「オポッサム（OPoSSuM）」の成果物のこと。インターネット上に公開されており、誰でも利用することができる。

ヤ行

▶ UJIターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

▶ ユニバーサルデザイン

障がい・年齢・性別・国籍等にかかわらず、誰もが等しく使いやすいように、安全で便利な都市や建物、製品や道具を実現しようとする考え方。

ラ行

▶ ライフステージ

人の一生における加齢に伴う変化を、いくつかの段階に区切って考える場合のそれぞれの段階のことで、成長段階（幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期）や節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）等によって区分される。

▶ レクリエーション

仕事・勉強等の肉体的・精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。また、その休養や娯楽自体を指す。

▶ 6次産業化

農林水産物を収穫・漁獲（第一次産業）するだけでなく、加工（第二次産業）し、流通・販売（第三次産業）まで手がけることで、農林水産業の経営体質強化を目指す経営手法。

ワ行

▶ ワークライフバランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。企業はこの実現のために、フレックスタイム、育児・介護のための時短、在宅勤務、テレワーク等を導入し、柔軟な勤務と家庭生活の両立を目指している。

▶ Wi-Fi

無線LAN製品の互換性を検証するWi-Fi Allianceという業界団体によって付けられたブランド名のこと。一般的には、無線でインターネットができる状態のことを指す。

第四次湯浅町長期総合計画

発行年月：令和3年3月

発行：湯浅町

編集：地方創生ブランド戦略推進課

住所：〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町青木668番地1

TEL：0737-63-2525 (代表) FAX：0737-63-3791

<http://www.town.yuasa.wakayama.jp/>



